

令和5年 第1回（1月）定例会

県央県南広域環境組合

議会 会議録

令和5年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

1 場 所 県央県南クリーンセンター 2階大会議室
諫早市福田町1250番地

2 会 期 令和5年1月30日（1日間）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
1	30	月	定 例 会	開会、会期決定、会議録署名議員の指名、議案上程、説明、審議、討論、採決、議員提出議案上程、説明、審議、討論、採決、閉会

4 付議事件表

番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期の決定の件	1月30日の1日と決定	
		会議録署名議員の指名について	1月30日	本 田 順 也 君 森 和 明 君 指 名
議 案 第 1 号	本 会 議	専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）	1月30日	承 認
議 案 第 2 号	本 会 議	県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1月30日	原 案 可 決
議 案 第 3 号	本 会 議	地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例	1月30日	原 案 可 決

議案 第4号	本会議	県央県南広域環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例	1月30日	原案可決
議案 第5号	本会議	令和4年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第2号)	1月30日	原案可決
議案 第6号	本会議	令和5年度県央県南広域環境組合一般会計予算	1月30日	原案可決
議員提出議案 第1号	本会議	県央県南広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例	1月30日	原案可決

○ 出席議員(13名)

- 1番 濱崎 清志 君
- 2番 本田 順也 君
- 3番 森 和明 君
- 4番 中村 太郎 君
- 6番 大久保 正博 君
- 7番 松永 隆志 君
- 8番 前田 哲 君
- 10番 小田 孝明 君
- 11番 酒井 光則 君
- 12番 隈部 和久 君
- 13番 小嶋 光明 君
- 14番 生田 忠照 君
- 15番 林田 直記 君

○ 欠席議員(2名)

- 5番 森 多久男 君
- 9番 上田 篤 君

○ 説明のため出席したもの

管理者 大久保 潔重 君
副管理者 古川 隆三郎 君
副管理者 金澤 秀三郎 君
副管理者 松本 政博 君
監査委員 徳永 清己 君
事務局長 加藤 成昭 君
総務課長 馬場 英二 君
施設課長 石橋 勝也 君
施設課参事 立野 健一郎 君
総務課課長補佐 酒井 俊治 君
施設課課長補佐 山下 秀顕 君

○ 議会関係出席者

書記長 濱崎 和也 君
書記 福田 昌宏 君
書記 中川 透大 君

(午前10時00分 開会)

○議長（林田直記君）

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

今期定例会は、新型コロナウイルスの感染が続いているため、感染対策を講じております。

皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。

また、本日は、組合議会傍聴規則第3条の規定に基づき、傍聴人の人数を制限いたしております。

傍聴人の皆様におかれましても御理解いただき、傍聴席入り口に掲示しております組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようお願いいたします。

なお、報道取材のため、撮影の申出がありましたので、組合議会傍聴規則第7条の規定により特別に許可をいたしております。

ここで、管理者より発言の申出がっておりますので、発言を求めます。管理者。

○管理者（大久保潔重君）

皆様、おはようございます。

組合議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和5年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は、第2期ごみ処理施設が供用を開始するまでの「つなぎ運転」を行っているところでございますが、1日当たり、おおむね250トンの安定した処理を継続しており、今年度は、5月6日から16日までの11日間と、10月24日から11月3日までの11日間において、計画全炉停止を行い、炉の点検整備補修を実施いたしました。

第2期ごみ処理施設建設工事につきましては、昨年5月末に、工事請負契約を締結して以降、設計と施工の監理を行う事業者を含めた3者で、設計や建設に係る協議を進めてきており、来る4月中旬には、安全祈願祭が執り行われることになっております。

現在、工事を行っております第2期ごみ処理施設の建設敷地造成工事につきましては、昨年7月下旬から現場での作業が開始され、今年度末の予定工期に向けて順調に工事は進んでおりましたが、管理棟側の擁壁工におきまして、コロナ禍などにおける影響により、擁壁材の調達が計画どおりに進まず、翌年度への工期延伸が見込まれる状況にございますが、新施設には影響はなく、当初の計画どおり建設工事は進められることとなっております。

廃棄物運搬中継施設整備・運営事業につきましては、実施計画などの調査業務を進めてきた結果、南島原市の南有馬衛生センターの敷地内に、東部及び西部リレーセンターと同じ「ごみ中継輸送システム」である「コンパクト・コンテナ方式」のリレーセンターを、新たに建設することを決定させていただきました。

現在は、整備に係る生活影響調査などの業務を実施しており、今後は、建設から運営に係る事業者の選定に向けて手続を進めていくことといたしております。

今後も引き続き、令和8年度からの新施設の稼働に向けて、環境負荷が少なく、地球温暖化対策や循環型社会形成の推進に貢献でき、安定的で効率的な、地域に信頼されるごみ処理施設の整備と運営に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今定例会では、「令和5年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を含む6件の議案を提出させていただきました。

内容につきましては、後ほど事務局長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、私からの開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（林田直記君）

それでは、議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を1月30日、1日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、会期を本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により会議録署名議員に2番本田順也議員及び3番森和明議員を指名いたします。

次に、日程第3、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤成昭君）

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）」につきまして、御説明申し上げます。

本案は、職員の育児休業等について、妊娠、出産、育児等と、仕事の両立を支援するため、所定の改正を行おうとするものであり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、「県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、「議案資料」に沿って説明をさせていただきます。

「議案第1号資料」の10ページ、11ページをお開きください。

まず、1の改正の概要でございます。

本案は、妊娠、出産、育児等と、仕事の両立支援のため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」が令和3年6月に改正され、段階的に施行されることに伴い、その改正内容を踏まえ、国家公務員及び地方公務員につきましても、育

児休業に関する法律等の改正による同様の見直しが行なわれていることから、本組合においても、その改正内容に準じて「県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例」の所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、2の改正の主な要旨といたしましては、1点目が、(1)に記載のとおり、非常勤職員が育児休業等を取得する際の在職期間の要件について、1年以上の在職期間の要件を廃止し、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、任用当初からこれらを取得できるよう要件を緩和するものでございます。

2点目が、(2)のとおり、本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対し、育児休業制度等を周知することや、育児休業の取得意向の確認を行うことなど、職員が育児休業等を取得しやすい勤務環境を整備することが義務づけられたものでございます。

3点目、(3)のとおり、育児休業の取得回数制限の緩和でございます。

これは育児休業の取得回数が、現行の原則1回から原則2回に緩和され、また、子の誕生日から8週間以内は産後休暇中にあたりますが、その期間に、夫である配偶者が取得する育児休業、いわゆる産後パパ育休の取得回数につきましても、現行の1回から2回に緩和されるものでございます。

4点目が、(4)のとおり、育児休業の取得の柔軟化でございます。非常勤職員の産後パパ育休の取得要件である任期の期間を短縮するとともに、1歳以降の育児休業について、夫婦交代での取得を可能にするなど、取得の柔軟化を図るものでございます。

附則でございますが、この条例は、育児・介護休業法の施行に合わせ、(5)のとおり、令和4年10月1日から施行することといたしております。

なお、11ページに、育児休業の取得回数制限の緩和や、取得の柔軟化に係るイメージ図を参考に記載しております。御覧いただければと存じます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は、会議規則第49条の規定に基づき、1議題につき3回までとします。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と言う者あり)

○議長(林田直記君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、これを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(林田直記君)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長(加藤成昭君)

それでは、議案第2号「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、本組合の一般職の職員の給与と、勤勉手当の支給割合を改定しようとするものでございます。

内容につきましては、「議案資料」に沿って説明をさせていただきます。「議案第2号資料」の3ページを御覧ください。

改正の内容でございますが、まず、資料の2要旨の、(1)に記載しておりますように、一般職の職員の給与につきまして、初任給を含む若年層の給与月額を、平均で0.3パーセントの引上げを行うものでございます。

次に、(2)の表に記載しておりますように、勤勉手当につきましては、支給割合を年間でそれぞれ、一般職の職員は0.1月分、再任用職員は0.05月分、引き上げるものでございます。

最後に、(3)に記載しておりますように、令和4年度の給与及び勤勉手当は、令和4年4月1日に遡及して適用するとともに、令和5年度以降に支給する勤勉手当につきましては、令和5年4月1日から施行することといたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(林田直記君)

これより議案第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と言う者あり)

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤成昭君）

それでは、議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、御説明申し上げます。

本案は、「地方公務員法」の一部改正により、地方公務員の定年延長制度が、令和5年4月1日から開始されることに伴い、本組合の関係する条例につきまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては、「議案資料」に沿って説明をさせていただきます。「議案第3号資料」の36ページ、37ページをお開きください。

まず、資料の1、「定年延長制度の経緯」でございしますが、国におきましては、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展による労働力人口の減少を踏まえ、豊富な知識、技術等を持つ高齢層職員の能力や経験の活用が必要であるため、令和3年の国家公務員法等の一部改正により、現行の60歳定年を段階的に65歳まで引き上げることされました。

地方公務員の定年につきましても、地方公務員法において同様の改正がなされるとともに、条例に規定すべき事項につきましては、国家公務員を基準として定めることされているため、今回、関係する条例につきまして、整備条例として改正を行おうとするものでございます。

資料の2、「定年引上げの概要」でございしますが、大きく5項目を挙げております。

（1）の「定年年齢の段階的引上げ」でございしますが、国家公務員に準じて、定年年齢を65歳に、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げるも

のでございます。

(2)の「管理監督職上限年齢制」、いわゆる「役職定年制」の導入でございますが、これは60歳に達した事務局長や課長などの管理監督職を、管理監督職以外の職に降任させる制度でございます。

(3)の「60歳に達した職員の給与」でございますが、当分の間、60歳時点の給料月額の7割水準に設定するものでございます。

(4)の「定年前再任用短時間勤務制」及び「暫定再任用制度」でございますが、高齢期における多様な職業生活設計の支援を図るため、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を本人の希望により、短時間勤務の職に再任用できるようにするものでございます。

また、定年の引上げに伴い、現行の再任用制度は廃止となりますが、定年年齢を段階的に引き上げる間は、現行の制度を暫定的に措置出来るようにするものでございます。

最後に、(5)の「情報提供・意志確認制度」でございますが、職員に対し、60歳以降の任用や給与などの情報を提供するとともに、60歳以降の勤務意志の確認を行うようにするものでございます。

次に、資料37ページの表を御覧ください。

定年引上げに伴い、改正等が必要となる条例の一覧でございます。

「県央県南広域環境組合職員の定年等に関する条例」を含め、9つの関係条例を、改正又は廃止しようとするものでございます。

主な改正の内容につきましては、表の右の欄に記載のとおりでございます。

それでは、条例(案)の概要につきまして御説明申し上げます。議案第3号の1ページを御覧ください。

第1条は、「県央県南広域環境組合職員の定年等に関する条例」の一部改正でございます。

今回の定年延長制度の導入に伴い、「第1章総則」から「第5章雑則」までの章立ての構成といたしております。

次に、8ページの第2条「県央県南広域環境組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」から、15ページの第8条「県央県南広域環境組合旅費支給条例」までが、関係条例の一部改正でございます。

次の第9条の「県央県南広域環境組合職員の再任用に関する条例」は、定年引上げに伴う制度改正により廃止することといたしております。

最後に、附則でございますが、附則第1条におきまして、この条例は令和5年4月1日から施行することといたしておりますが、令和5年度に60歳に達する職員への情報提供や勤務意志の確認に関する規定は、公布の日から施行することといたしております。

また、附則第2条から25ページの附則第16条までが、関係条例の経過規定でございます。

26ページの附則第17条が規則への委任規定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第3号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号「県央県南広域環境組合個人情報保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤成昭君）

議案第4号「県央県南広域環境組合個人情報保護に関する法律施行条例」につきまして、御説明申し上げます。

本案は、「個人情報の保護に関する法律」の改正を受けて、条例で規定する事項を全面的に見直す必要があるため、現行の「県央県南広域環境組合個人情報保護条例」を、全部改正しようとするものでございます。

内容につきまして、「議案資料」に沿って説明をさせていただきます。「議案第4号資料」の6ページをお開きください。

個人情報保護法の改正の背景でございますが、まず、資料の2「個人情報保護制度のイメージ図」を御覧ください。

図の左側の現行の欄でございますが、これまでの個人情報保護制度は、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体など、制度を実施する主体によって適用

される法令が異なっていたため、デジタル社会の進展に伴い、官民の枠を越えたデータの利活用が一般化する中で、ルールが異なることに伴う弊害が指摘されておりました。

このことから、令和3年に、個人情報保護法が改正され、図の右側の改正後の欄にありますように、すべての実施主体が、個人情報保護法の適用に一本化され、国と民間事業者は令和4年4月1日から、地方公共団体は条例の改正が必要となりますので、令和5年4月1日から施行することとなったものでございます。

条例（案）の主な改正内容でございますが、本条例に規定すべき事項と、改正個人情報保護法に包含される事項につきまして、資料の3の表にそれぞれ記載いたしております。

それでは、条例（案）の概要につきまして御説明を申し上げます。議案第4号の1ページをお開きください。

第1条は主旨規定、第2条は定義規定でございます。第3条は、個人情報取扱事務台帳への登録等について、2ページの第4条から3ページの第9条までは、個人情報の開示請求や訂正請求の手續、開示請求に係る手数料などについて規定しております。

第10条は、審査会への諮問、第11条は、施行状況の公表、4ページの第12条は、規則への委任規定でございます。

附則でございますが、附則第1条として、この条例は令和5年4月1日から施行することといたしております。

附則第2条から5ページの附則第4条までは、改正前の「県央県南広域環境組合個人情報保護条例」に関する経過規定でございます。

附則第5条は、「県央県南広域環境組合情報公開条例」の一部改正、6ページの附則第6条は、「県央県南広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例」の一部改正でございますが、これらは、本条例の改正を受けまして、それぞれ所要の改正を行おうとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と言う者あり)

○議長(林田直記君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

お諮りいたします。議案第4号は、これを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(林田直記君)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号「令和4年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長(加藤成昭君)

議案第5号「令和4年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算(第2号)」について、御説明を申し上げます。議案第5号の1ページをお開きください。

本案による歳入歳出予算の補正は、第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ、3億9,950万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、53億8,366万3,000円にしようとするものでございます。

その内容としましては、予算書の3ページから4ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

また、第2条の繰越明許費は、予算書の5ページ「第2表」において「第2期ごみ処理施設建設敷地造成等事業」に係る繰越明許費を、第3条の債務負担行為の追加は、6ページの「第3表」のとおり、毎年お願いしています各施設の点検整備補修業務、そして、3年毎に更新を行っております一般廃棄物などの搬送業務を計上させていただいております。

それでは、補正予算の概要につきまして説明をさせていただきます。

予算書は、3ページでございます。

説明は、「議案資料」に沿って説明をさせていただきますので、「議案第5号資料」の1ページを御覧ください。

まず、1の財産運用収入についてでございます。

財産運用収入の1万1,000円につきましては、基金で運用いたしました預金利子を、運用元の基金に積み立てるもので、当初見込んでおりました預金利子額の増額分を、歳入歳出それぞれで補正しようとするものでございます。

次に、2の基金繰入金についてでございます。

基金繰入金の総額は、1億9,047万6,000円でございます。

まず、(1) の用役費高騰対策事業でございますが、原油価格の高騰や世界情勢の混乱により、クリーンセンターの運転に必要な液化天然ガスや電気料金の用役費が高騰し、予算に不足が生じることが見込まれることから、総額1億7,847万6,000円を増額しようとするものでございます。

次に、(2) の「余熱利用施設指定管理者緊急支援事業」につきましては、「別紙資料」で御説明させていただきますので、資料の2ページを御覧ください。

余熱利用施設の「のんこの温水センター」につきましては、昨年度から引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける中、昨年度よりは回復傾向で推移しておりますが、施設の利用者数は例年の7割から8割程度であり、令和4年の上半期の収支も、約500万円の赤字となっております。

本施設は、施設利用者の使用料を収入源として、年間約1,000万円で指定管理者に管理を委託しておりますが、施設の経営が厳しい状況にございますので、今後の感染拡大対応分も想定した減収影響相当額として1,200万円の補助金を交付し支援を行おうとするもので、いずれの財源も財政調整基金をもって充てようとするものでございます。

なお、この補助金につきましては、概算払いでの交付で支援を行いますが、最終的には実績に基づき精算をするということといたしております。

資料は、1ページにお戻りください。

次に、3繰越金についてでございます。

この繰越金は、昨年8月議会定例会で認定いただきました令和3年度決算の余剰金2億901万4,000円を、財政調整基金とごみ処理施設建設整備基金に積み立てるものでございます。

なお、財政調整基金への積立金331万8,000円は、昨年度の余熱利用施設の指定管理者への緊急支援補助金のため概算で取り崩した分を精算額に基づいて基金に積み戻そうとするものでございます。

また、ごみ処理施設建設整備基金には、残りの余剰金2億569万6,000円を、新施設の整備を図るために積み立てるものでございます。

なお、参考ではございますが、補正後の基金の令和4年度末現在高見込額は、下の表の右側一番下の合計で、21億9,835万5,000円を見込んでいくところでございます。

次に、予算書の5ページ、「第2表繰越明許費」を御覧ください。

繰越明許費につきましては、令和5年度への繰越しが見込まれる「第2期ごみ処理施設建設敷地造成等事業」といたしまして、第2期ごみ処理施設の建設敷地造成工事の管理棟側擁壁工におきまして、コロナ禍などにおける影響により、擁壁の直壁材として使用するコンクリート製壁材の調達に不測の日

数を要することとなったため、関連するほかの工区の造成工事や側溝整備工事の工期も、翌年度への延伸が見込まれることとなったことから、これらに係る費用の2億8,199万7,000円を計上させていただいております。

次に、予算書の6ページ、「第3表債務負担行為補正」を御覧ください。

現施設のつなぎ運転につきましては、令和2年度から令和7年度までの6年間の運転管理業務の契約を結んでおりますが、各施設の点検整備補修業務は、15年間の実績から毎年の整備計画を立て、その年度に必要な業務を積算要領に基づき算出して毎年契約することとしておりますので、これに係る債務負担行為をお願いしております。

また、一般廃棄物等搬送業務につきましては、東西リレーセンターに搬入された一般廃棄物を当クリーンセンターへ搬送する業務であり、現在の契約が、令和5年3月末をもって3年間の契約期間が終了することに伴い、新たに3年間の長期契約を締結するための債務負担もお願いしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第5号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しく下さい。

質疑は歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

それでは次に歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（林田直記君）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号「令和5年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（加藤成昭君）

それでは、議案第6号「令和5年度県央県南広域環境組合一般会計予算」につきまして、御説明申し上げます。議案第6号の1ページをお開きください。

第1条に記載しておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,511万2,000円に定めようとするものでございます。

第2条の「債務負担行為」、第3条の「地方債」につきましては、後ほど資料で御説明申し上げます。

第4条の「歳出予算の流用」につきましては、同一款内における各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の概要につきまして、議案第6号資料①の「令和5年度県央県南広域環境組合一般会計当初予算の概要」により御説明申し上げます。資料の1ページをお開きください。

令和5年度の当初予算の総額は54億6,511万2,000円で、前年度の当初予算と比較しますと、10億758万円の増となっております。

予算編成に当たりましては、原材料価格や用役費が高騰する中、現施設のつなぎ運転期間の安定稼働に係る必要な所要の経費と、令和4年5月に契約した第2期ごみ処理施設建設工事などに係る必要経費を計上しております。

歳入予算におきましては、第2期ごみ処理施設建設工事に係る国庫補助金や、残りの財源不足を補完するため組合債を充てるとともに、これまで積み立ててきた基金を取り崩すことで、構成市から前年度と同額の33億円の分担金を計上することとなったものでございます。

それでは、2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、費目ごとに前年度との比較をいたしております。

そのうちの、主なものについて御説明を申し上げます。

1款は、構成市からの分担金でございます。

予算額は33億円で、前年度と同額でございます。

次に、2款、使用料及び手数料のうち、手数料につきましては、ごみ処理手数料でございますが、前年度と同額の1億9,000万円を見込んでいます。

下段（３）に「ごみ処理手数料の推移」を記載しております。

次に、３款、国庫支出金でございます。

予算額２億５，５８７万９，０００円は、第２期ごみ処理施設の建設に係る国の循環型社会形成推進交付金で、前年度と比較しますと２億４，４３２万円の増となっております。

次に、４款、財産収入でございます。

予算額は４万６，０００円で、前年度と比較しますと１万５，０００円の減となっております。

これは、基金の預金利子の減によるものでございます。

次に、５款、繰入金でございます。

予算額は７億４，５６０万２，０００円で、前年度と比較しますと１億９，８０４万８，０００円の減となっております。

これは、第２期ごみ処理施設の建設工事費や用役費の高騰に係る財源としての基金からの繰入金は増加いたしました。が、前年度に実施した建設敷地の造成工事費が皆減となったことなどにより、総額として減となっております。

次に、６款、繰越金でございます。

予算額１，０００円で、前年度と同額でございます。

次に、７款、諸収入でございます。

予算額１，２０８万３，０００円で、前年度と比較しますと、１７万７，０００円の減となっております。

最後に、８款、組合債でございます。

予算額は９億６，１５０万円で、第２期ごみ処理施設の建設工事に係る財源と、新廃棄物運搬中継施設の用地・補償費に係る財源に、新たに組合債を充てることとしたため、前年度と比較して皆増となっております。

続きまして、３ページをお開きください。

歳出につきまして、御説明を申し上げます。

増減の主な理由につきましては、下段の表に記載しておりますので、併せて御覧いただければと存じます。

１款、議会費につきましては、５２２万５，０００円を計上し、前年度と比較しますと６４万３，０００円の増となっております。

次に、２款、総務費の１項、総務管理費につきましては、８，２７４万９，０００円を計上しており、前年度と比較して６８万７，０００円の減でございます。

減の主な理由は、１目、一般管理費では、職員の異動等に伴う職員人件費などの減、２目、財政管理費では、各基金の預金利子積立金の減によるものでございます。

次に、3款、衛生費につきましては、まず、1項1目、クリーンセンター費は、43億6,621万7,000円を計上しており、前年度と比較して、9億2,933万7,000円の増となっております。

増の主な内容は、第2期ごみ処理施設に係る工事請負費及び用役費などの増によるものでございます。

次に、1項2目、リレーセンター費は、6億607万6,000円を計上しており、前年度と比較して、6,852万5,000円の増となっております。

増の主な内容は、新廃棄物運搬中継施設の整備に係る用地・補償費が皆増となったことなどによるものでございます。

次に、1項3目、余熱利用施設費は、4,216万円を計上しており、前年度と比較して、977万円の増となっております。

増の主な理由は、施設の計画修繕費などの増によるものでございます。

続きまして、4款、公債費につきましては、前年度とほぼ同額の3億5,226万5,000円を計上いたしております。

5款、予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円を計上いたしております。

次に、4ページをお開きください。

4ページの(2)と(3)のグラフは、平成29年度以降の当初予算を、目的別で比較したものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

5ページの(4)は、用役費の主なものとして、液化天然ガスと電気代の予算措置額と使用量見込額を、前年度と比較した表でございます。

使用量につきましては、経年劣化による軽微なトラブルでの対応を考慮し、2、3パーセント程度の増を見込んでおりますが、予算措置額につきましては、世界的な原油や電力の価格高騰を考慮し、合計で、前年度と比較して1億6,099万円増の、6億8,857万9,000円を計上しております。

次に、6ページをお開きください。

(5)は、3款、衛生費のうち、現施設に係る主なものについて前年度と比較した表でございます。

クリーンセンターとリレーセンターに係る運転管理業務や点検整備補修業務、また、硫黄の資源化や3年に一度の精密機能法定検査などに係る業務、各リレーセンターからクリーンセンターへの一般廃棄物等搬送業務及び余熱利用施設の指定管理料でございます。

なお、クリーンセンター及びリレーセンターの点検整備補修業務の増減は、年次計画によるものでございます。

(6)は、同じく3款、衛生費のうち、次世代炉等に係る主なものでござい

ます。

委託料の主なものは、クリーンセンター費の「第2期ごみ処理施設設計施工監理等業務」及びリレーセンター費の「新廃棄物運搬中継施設整備調査等業務」などに係る委託料でございます。前年度と比較して、それぞれ事業費が減となっているのは、債務負担に係る業務の契約が完了し、事業費が確定したことなどによるものでございます。

また、工事請負費の主なものは、クリーンセンター費の第2期ごみ処理施設の建設などに係る工事で、令和5年度から本格的に新施設の建設工事が始まることから、建設敷地の造成工事を実施した前年度と比較して、大幅に増となったものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

(7)は債務負担行為の内容でございます。

クリーンセンター及びリレーセンターに係る運転管理業務から、先の補正予算でお願いいたしました一般廃棄物等搬送業務につきましては、既に議決をいただいております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

表の一番下の、新廃棄物運搬中継施設設計施工監理等業務につきましては、南島原市に整備するリレーセンターの整備に係る業務の債務負担行為を、今回新たにお願いしようとするものであり、限度額や説明の内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、8ページをお開きください。

(8)は人件費でございます。

②の「増減の明細」でございますが、給料及び職員手当の増につきましては、主に職員の人事異動などに伴うものでございます。

なお、予算書では、32ページから37ページに給与費の明細を記載しております。

次に、9ページを御覧ください。

5は基金の状況でございます。組合の3つの基金の令和4年度末現在高見込額の合計は、21億9,835万5,000円を見込んでおります。

財政調整基金につきましては、用役費の高騰対策の財源として、1億6,099万円を充てるとともに、ごみ処理施設建設整備基金につきましては、5億8,461万2,000円を、次世代炉の建設や基幹的設備改良工事の起債の償還に係る経費に充てることとしておりますので、預金利子をそれぞれ加えた令和5年度末における3つの基金の合計額は、14億5,279万9,000円を見込んでいます。

次に、10ページを御覧ください。

6は地方債の状況でございます。

組合が借り入れた地方債の内訳は、(1)の借入額等一覧表のとおりでございます。

(2)は公債費償還一覧表でございます。

平成17年度までに借り入れた地方債につきましては、令和元年度をもって償還が完了しておりましたが、令和2年度に、現施設の基幹的設備改良工事の財源として、新たに17億5,770万を借り入れており、また、令和5年度には、第2期ごみ処理施設の建設工事と、新廃棄物運搬中継施設の用地・補償費に係る財源として、9億6,150万円を新たに借り入れることとしているため、令和5年度末の未償還残額は、16億6,537万円を見込んでいるところでございます。

また、次の11ページには、(3)で公債費の推移、(4)で地方債現在高の推移を、それぞれグラフ化したものを記載しております。

なお、議案第6号資料②として、前年度予算額との増減額を記載した資料も提出をいたしております。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しく下さい。

質疑は歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。小田議員。

○議員（小田孝明君）

ページ数のですね、14ページ、循環型社会形成推進交付金ですね。

2億5,588万9,000円、これが昨年度よりも2億4,332万円増えております。

これが増えたのはどこに充てるような予定なのかということですね。

それからですね、この循環型社会形成推進交付金というのが、いつから始まったのか。いつからこの制度ができたのか。

そしてですね、この組合がこの交付金というのをいつからこの交付金で支援していただくような形になったのか。その点を1点ですね。

それから、この補助金の中の節ではですね、交付金となっています。

補助金の場合は、2分の1補助とか3分の1補助とかこういうわけですけども、この交付金といった場合、この事業に充てる時に、どのくらい、例えば、10億円の事業だったとすれば、どのくらいの交付金という形で交付される

のかということ、そこのところですね。

それから、これは8年度からまた新しいのが稼働するわけですがけれども、その稼働してからはこの交付金というのは対象になるのかどうか、ですね。

大体、循環型社会形成推進交付金、この目的といいますか、趣旨といいますか、具体的にはどんなところをね、この交付金というのは対象になるのか、そういうところをちょっとお尋ねをしたいと思います。

それからですね、もう1点はですね。

18ページ、余剰電力販売収入というのが100万円、2項1目1節ですね、余剰電力販売収入ということで、今、発電量がどのくらいなのかですね、今この稼働している。

そして、発電をしてどのくらい工場内で使って、そして、その余った分がここに上がってきたのか。

電気代は3億円ぐらい使つとるから余ることは無かろうかという感じがするわけですがけれども、どのくらいのキロワット数で100万円算定しているのか。

それから、今現在、発電量はどのくらいなのかですね。

そしてどのくらい工場内で使っているのかですね、その点ひとつ御説明をお願いいたします。

○事務局長（加藤成昭君）

それでは、今、小田議員から御質問があった件について御説明申し上げます。

まず14ページの国庫補助金、循環型社会形成推進交付金についてでございますが、まず使途につきましては、来年度から、令和5年度から建設を始め第2期ごみ処理施設建設工事、これにほぼ全額充てる予定としております。

この制度自体は、令和2年度から始まっていると。

すいません。訂正いたします。

この制度自体はですね、平成17年度から創設をされておりますが、組合として交付金の活用を始めたのは令和2年度からということでございます。使用目的については、先ほど申し上げたとおりでございます。

また、補助率につきましては、基本的には3分の1の補助率、ただ内容によってはですね、2分の1の補助率が適用される部分もあるということでございます。

あと、補助金の対象となるものはどういうものかということで、これは、施設の建設等に係る計画支援ということで、実際の計画に係った分から建設に係る分まで等がその補助金の対象となっております。

(稼働後も交付金の対象になるのかという声あり)

申し訳ありません。今の交付金が稼働後に対象になるかということでござ

いますが、稼働後は、運用に係る部分になりますので稼働後はこの交付金は対象とはならないということでございます。あくまで建設までということでございます。

あと、趣旨は計画支援ですね。計画建設支援ということで国がこの交付金を創設しているということで、あと、すいません。もう一つ、建設工事までで稼働後は対象にならないということで申し上げましたけれど、新しい施設についてはそれでございます。

ただ、もう一つ、現施設の解体を新しい施設が動き始めると開始をしなければなりませんので、その現施設の解体についても交付の対象にはなるということでございます。

次に、18ページの余剰電力販売収入でございます。

こちらについては、ごみ処理時のガスを活用をしてですね、ガスタービンエンジンで現在5基、現施設の中には発電機が置いてありまして、それを、ガスを使って発電しているという状況でございます。

大体4,000から5,000キロワットの発電を合計でやっているというところでございます。

あとはその使用についてでございますが、これだけの発電をしておりますが、場内でほぼ使い切っております。

これは、クリーンセンターとか、あとは、それ以外のこの管理棟の電気とか、のんこの温水センターの電気とか、そういう形で電気を使っております、それでも足りない分を丸電から購入して電気を使用しているという状況でございます。

以上でございます。

(余剰電力販売収入の100万円についての声あり)

ここはですね、売る分は売的分で出して、買う分は買う分ということで電気料を精算をしておりますので、発電して売った分ということで、大体100万円を見込んで計上をしているということでございます。

相殺しての電気代を払っているということではございませんで、売買と売的分買う分とそれぞれ別々で精算をして、トータルで買っている量が多いということになりますので、売る分としての電気料を100万円見込んでいるということで、100万円の計上をしているということでございます。

○議員（小田孝明君）

この推進交付金、これは具体的にこのごみ焼却場だけですか。ほかのところはどういうところに使えるのか、この交付金は。循環型社会形成推進ですからね、広いと思うんですよね。ほかの利用するようなところがあるか、そのところをですね。

それからですね。令和2年度からこの組合で交付金を受けたということですね。平成の時あたりは、平成17年にここは稼働し始めたんですけど、その時には、循環型社会形成推進交付金というこの制度はなかったんですか。

平成17年に始まったんですけども、その前から工事をしているんですけど、その時にもこれを利用したのかどうなのか、そのところを。

それから、100万円のことでですけども、足らなくて全面的に電気を購入しとるわけですね。それが4,000から5,000キロワット発電をするけれども、当然足りない。足りないのに、この100万円の売電が出てくる。そのところよく理解できないんですけどね。どういう形でそれが出てくるのか、よくわからないんですけどね。どういう時にこの売電が出てくるのか。

ちょっとよく説明してください。

○事務局長（加藤成昭君）

御質問の最初の交付金のほかにどういうものに使えるのかと御質問でございますが、新しいごみ処理施設がまず我々が今度しようとするものでございます。

あとは、リレーセンターの整備に係る分、それとあとは、し尿処理施設、こういうものも対象になるというふうに聞いております。

次に、交付金が現在の施設の時に使っていなかったのかということですが、先ほども御説明申し上げましたが、運営に係る分についてはこの交付金は対象になりません。

現在の施設は、平成17年度から運営を始めておりますので、平成17年度に創設されたこの交付金制度は使えなかったということでございます。

この交付金はですね、平成17年度に創設されておりますので、この交付金は使えておりませんが、現施設を建てるときには、別の補助金、補助金というものがございましたので、その補助金をもらって、それも財源としながら建設をしているということでございます。

あと、電気料につきましてでございますけども、売るものと買うものと別々で精算をしているということで申し上げましたが、主に売っている電気というのがですね、夜間に発電している要するにほかのところで余り電気を使わない時に発電しているその電気については、九電の方に売れたということでございます。

以上でございます。

○議員（小田孝明君）

ちょっと噛み合わなかったですけど、この循環型社会形成推進交付金、この交付金はですよ、これは私ちょっと調べたんですよ。

循環型社会形成推進基本法というのができてるんですね、基本法が。これ、

平成12年にできてるんですよ。

それだから、平成12年にできてるこの法律が17年から稼働する前に工事をしておるわけですよ。その時の工事には、このこういうのが、こういう名称で補助金があったかともかくとして、こういう趣旨から補助金が出たのかということ、前の時にも、これを利用していただいたのかということ、そこを尋ねたかったんですよ。

そして、趣旨が、焼却場だけなのか、それとも他の循環型については、ほかの所にも使えるのかお尋ねしたかった。それから、わかりました。

次の、やっぱり余剰電力を売るのは、夜も燃やしてるからやっぱり発電するわけですか。そうすると、夜は工場内がほかの所が電気をあまり使わないから余剰電力で九電に売れる分が出てきたと捉えてよかとですかね。そういうことですか。わかりました。

キロワットでどのくらい、100万円が大体キロワットでどのくらいのワット数になるのか。

そこらへんをお願いします。

○事務局長（加藤成昭君）

100万円がどれくらいのキロワット数に相当するのかというのは、発電総量としては、大体4,000から5,000キロワットの発電ということで、委託先の方からも聞いておりますけれども、それが何キロワットに相当するのかというところは申し訳ございません。今のところ聞いておりませんので、お答えしきれないというところが、現在お答えできることだと思っております。後ほど調べてお知らせはしたいと思っております。

小田議員さんがおっしゃった12年にその制度が、法律ができていたということで、交付金できたのは17年度からということで聞いておりますので、その間については、この交付金ということではなくて別の補助金制度があったので、そちらが活用されていたということで、組合施設の今の施設を作るのに対しても、この交付金ができる前の別の補助金をいただきながら、設備を作っていたということだと思っております。

この間にその新しい別の経過があったかどうかは確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（林田直記君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

それでは次に歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と言う者あり)

○議長(林田直記君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と言う者あり)

○議長(林田直記君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(林田直記君)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議員提出議案第1号「県央県南広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

提案理由について提出者の説明を求めます。酒井光則議員。

○議員(酒井光則君)

議員提出議案第1号「県央県南広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例」について、県央県南広域環境組合議会会議規則第14条により提案いたします。

提出者は、私、「酒井光則」、賛同者は、「濱崎清志議員」、「中村太郎議員」、以上、議会運営委員会の委員による提案でございます。

それでは、提案理由について御説明をいたします。

社会全体のデジタル化の進展に対応した個人情報の保護と、データの利活用の両立が求められる中、令和3年に「個人情報の保護に関する法律」が改正され、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等の「個人情報の保護に関する法律」が一本化されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、令和5年4月1日から、改正後の「個人情報の保護に関する法律」による全国的な共通ルールが適用されることになりました。

このことにより、地方公共団体の執行機関では、これまで、それぞれの「個人情報の保護に関する条例」の中で、地方議会も含めた個人情報の取扱いを規定してまいりました。

しかし、この新たな法の整備によりまして、その根拠の位置づけが条例から法律に変更されましたが、国会や地方議会につきましては、この法律の適用対象から除外されることになることから、組合議会が保有する個人情報を保護するため、組合当局とは別に、組合議会自らの条例を定める必要が生じたため、

本条例を制定しようとするものでございます。

なお、本条例は、新しい法律に準拠する組合当局との取扱いとの間に差が生じることがないように整合を図る必要があるため、組合当局の条例と調整したうえで提出させていただいております。

それでは、条例の内容について、章ごとに簡単に説明いたします。

条文の1ページ目を御覧ください。

第1章1ページから4ページの第1条から第3条では、条例の目的や定義などの総則を定めております。

第2章4ページから10ページの第4条から第16条では、個人情報適切に取り扱うための事項を定めております。

第3章、11ページから14ページの第17条から第18条では、議会が保有している個人情報ファイル等に関する帳簿の作成、公表について定めております。

第4章、14ページから27ページの第19条から第47条では、保有している個人情報の開示、訂正及び利用停止について、手続の方法、決定通知方法や決定等の期限、決定に対する審査請求について定めております。

第5章、28ページから29ページの第48条から第54条では、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表することなど、雑則を定めております。

第6章、29ページの第55条から第59条では、正当な理由なく個人情報ファイルを外部に提供したり、職務の用以外に供する目的により、個人情報を収集したりした職員及び不正な手段により保有個人情報開示決定を受けた者に対する罰則を定めております。

なお、条例の施行は、令和5年4月1日とするものでございます。

以上で、提案理由及び内容の説明を終わります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（林田直記君）

これより議員提出議案第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(林田直記君)

御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありませんでした場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林田直記君)

異議なしと認めます。

これをもって、令和5年度第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

(午前11時20分 閉会)

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長

林田直記

署名議員

本田順也

署名議員

森 和明